

新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱

19 福保健感第795号
平成20年3月31日

最終改正 6 保医感一第419号
令和6年8月28日

(事業の目的)

第1 本事業は、新型インフルエンザ等の感染症患者に対する医療に関して、第1種及び第2種感染症指定医療機関（結核患者の入院を担当する医療機関を除く。）の所在地を基準とする地域（以下「ブロック」という。）における地域医療確保計画（以下「ブロック別感染症地域医療確保計画」という。）及びこれらを広域的に調整する東京都全体計画を策定することにより、新型インフルエンザ等の大流行に際して、健康被害を最小限に抑えるために、適切な医療を提供する体制の整備を促進することを目的として実施する。

(実施主体)

第2 本事業は東京都が実施する。

(ブロック構成)

第3 ブロックの構成は、別表のとおりとする。

(事業内容)

第4 東京都全域を対象として、次に掲げる事業を行う。

一 協議体の設置及び運営

感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係者との緊密な連携の下、別に定めるところにより、新型インフルエンザ等に対応する東京都全体の医療体制の整備を進めるための協議体（以下「感染症医療体制協議会」という。）を設置し、運営する。

二 計画の策定

前号に定める感染症医療体制協議会の協議内容を踏まえ、新型インフルエンザ等に備えるための医療確保計画を策定する。

三 研修会等の実施

医療機関等、新型インフルエンザ対策に取り組む必要のある関係者に対し、新型インフルエンザ対策に向けた適切な知識の付与を目的として、研修会等を実施する。

2 ブロックごとの感染症地域医療体制の整備を促進するため、次に掲げる事業を行う。

一 協議体の設置及び運営

地元区市町村、感染症指定医療機関、地区医師会等関係者の緊密な連携の下、

別に定めるところにより、新型インフルエンザ等に対応する地域医療体制の整備を進めるための協議体（以下「感染症地域医療体制ブロック協議会」という。）を各ブロックに設置し、運営する。ただし、多摩地域においては、新たに協議体を設置せずに、既存の協議体をもって本協議体に代えることができるものとする。

二 計画の策定

前号に定める感染症医療体制協議会の協議内容を踏まえ、次に掲げる事項についてブロック別感染症地域医療確保計画を策定する。

なお、計画は事業初年度に取りまとめを行い、その後は適宜見直しを行う。

- (1) 各区市町村の新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来リスト
- (2) ブロック内の入院医療機関リストの作成及び病床数の積算
- (3) 保健所における相談窓口
- (4) 医療体制を整備するに当たっての問題点の取りまとめ

三 普及啓発の実施

医療機関等、新型インフルエンザ対策に取り組む必要のある関係者に対し研修会等を開催するなど、新型インフルエンザ対策のための適切な知識の付与を目的とした普及啓発を行う。

四 訓練の実施

発生時において適切な医療提供及び防疫活動を行う体制を整備するとともに、広域的な医療連携体制の強化を図るため、第2項第1号に掲げる協議体の構成員を中心に、発生時対応訓練を実施する。

（実施方法）

第5 第4第1項に掲げる事業及び第4第2項に掲げる事業のうち区部のブロックで実施するものは東京都が行う。第4第2項に掲げる事業のうち多摩地域及び島しょのブロックで実施するものについては、都保健所が行う。

なお、第4第1項第3号に掲げる事業及び第4第2項に掲げる事業のうち区部のブロックで実施するものについては、第1に掲げる目的を達成するため、業者選定委員会で承認を得た事業者に委託して行う。

2 この事業に必要な経費については、予算の範囲内において、別に定める。

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、感染症対策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日付21福保健感第176号）

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

附 則（平成23年6月16日付23福保健感第203号）

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則（平成29年4月21日付29福保健感第64号）

この要綱は、平成29年4月1日に遡及して適用する。

附 則（令和２年３月１３日付３１福保健感第２０４０号）

この要綱は、令和２年３月１３日から施行する。

附 則（令和４年７月２６日付４福保感事第１４６８号）

この要綱は、令和４年７月２６日から施行する。

附 則（令和５年６月２７日付５福保感事第７９３号）

この要綱は、令和５年５月８日に遡及して適用する。

附 則（令和６年８月２８日付６保医感一第４１９号）

この要綱は、令和６年８月２８日から施行する。

ブロック構成表

別表

	区 名	二次保健医療圏	第一種・第二種 感染症指定医療機関
1	区東部 ブロック	墨田区 江東区 江戸川区	区東部 地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院
2	区中央部・ 区東北部 ブロック	千代田区 中央区 港区 文京区 台東区 荒川区 足立区 葛飾区	区中央部 地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立駒込病院 区東北部
3	区西部・ 区西北部 ブロック	新宿区 中野区 杉並区 豊島区 北区 板橋区 練馬区	区西部 地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院 区西北部
4	区南部・ 区西南部 ブロック	品川区 大田区 目黒区 世田谷区 渋谷区	区南部 地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立荏原病院 区西南部 自衛隊中央病院
5	西多摩 ブロック	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	西多摩 市立青梅総合医療センター
6	南多摩 ブロック	八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市	南多摩 東京医科大学 八王子医療センター
7	多摩立川 ブロック	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市	北多摩西部 国家公務員共済組合連合会 立川病院
8	多摩府中 ブロック	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市	北多摩南部 日本赤十字社東京都支部 武蔵野赤十字病院 地方独立行政法人 東京都立病院機構 多摩総合医療センター
9	多摩小平 ブロック	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市	北多摩北部 公立昭和病院
10	島しょ ブロック	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	島しょ 国民健康保険 町立八丈病院